

地名散歩

第126回 分水と水分……分ける地名、分かれる地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

広い新潟県のちょうどまん中あたりの西蒲原郡に分水町という自治体があった。過去形なのは、「平成の大合併」が行われていた平成18年(2006)に合併で燕市の一部となったからである。今では燕市分水〇〇町となり、JR越後線にも分水駅があるので分水の地名が消えてしまったわけではない。

この地名は信濃川の水を日本海へ分流させる役割を果たす大河津分水にちなむもので、ちょうど「昭和の大合併」の時期にあたる昭和29年(1954)に誕生したものである。分水駅のある地蔵堂町と島上村、国上村の3町村が合併した。大正元年(1912)に越後鉄道として開業した際の駅名は地蔵堂で、分水と改称したのは分水町が誕生して29年後の昭和58年(1983)である。

大河津分水そのものができたのはさらに古い。越後平野の信濃川流域では古くから洪水に悩まされており、氾濫を防ぐために川の水を日本海へ流す計画が江戸時代から存在していた。しかし信濃川の水運を担う業者の反対などもあって世論がまとまらず、分水が実現したのは大正11年(1922)に通水した時のことである。全工事が完成したのは昭和2年(1927)であった。

この分水路は全長約10km、寺泊付近の丘陵を開削して信濃川の水の大半をこちらへ流すことになった結果、洪水は劇的に減少した。その代わりに新潟市街から日本海へ排出されていた大量の土砂は分水の出口である寺泊の砂浜に蓄積され、海岸線はかつてより数百メートルも前進している。逆に信濃川本流への土砂供給は激減し、新潟市街に隣接した寄居浜の砂は著し



合併前の分水町。「新信濃川」が大河津分水で、右下に分かれるのが旧信濃川。寺泊へ伸びていた越後交通は平成5年(1993)に全廃された。1:200,000「長岡」昭和44年修正



愛媛県鬼北町の谷中分水界に見える水分という地名。中央付近から東側は四万十川の流域、西側は宇和島湾へ注ぐ須賀川の流域である。1:50,000「宇和島」平成6年修正

く減少、海岸線はかなり後退して今に至った。

分水といえば流域を分ける分水嶺・分水界を思い浮かべるかもしれないが、そちらの意味をもつ地名としては、字を逆にした「水分」の方が^{みずわけ}多い。文字通りの分水界にあるのが大分県の水^{みず}分^{わけ}峠で、別府湾へ注ぐ大分川と、有明海へ注ぐ筑後川水系野上川の分水界にあたることにちなむ。東側は旧速見郡、西側は玖珠郡である。現在では久留米と大分を結ぶ国道210号がここを^{はやみ}通っており、標高は707.2m（三角点）。そのすぐ南側には大分自動車道の水分トンネル（上り758m・下り769m）、さらに南側にはJR久大本線の水分トンネル（1,860m）が並行し、トンネル内の西寄りには国道よりちょうど100m低い標高607.2mの線内最高地点がある。

読みは異なるが、愛媛県北宇和郡鬼北町にも水分^{みずわけ}という地名がある。宇和島から同町役場のある近永^{ちかなが}を結ぶ国道320号が、須賀川に沿って谷間を進むうち大字奈良に入るが、このあたりでいつの間にか四万十川水系に入ってしまう。峠のように明瞭な形でなく分水界がはっきりしないものを「谷中分水界^{こくちゅう}」と呼ぶが、その分水界あたりにこの地名はある。目立たない分水界の標識のような存在かもしれない。

こちらと読みは異なるが、分水界を意識しているのが奈良県の吉野水分神社である。7世紀末には記録があり、雨乞いを祈る社であったという。万葉集には「神さぶる岩根ごどしきみ吉野の水分山を見ればかなしも」という歌もある。難読ではあるが、尾根上にあって「水を分ける」地形だ。神社はかつて、さらに奥にある青根ヶ峰（標高858.1m）の場所に^{みくまり}あったとされ、ここなら3方向に水を分配する地形で、3つの流域がいずれも最終的には吉野川（紀ノ川）に注ぐとはいえ、神社の名にふさわしい場所であった。

3つに分けるといえば、八ヶ岳南麓の「三分

^{いち}一湧水」が有名だ。JR小海線の甲斐小泉駅から西へ約500mの場所にあり、日量8,500tという豊富な湧水を東は白井沢、まん中は長坂上条と長坂下条、西は大井ヶ森と日野へ灌漑用水を三等分する仕組みである。言うまでもなく水の確保は昔から農村にとってきわめて重要で、水争いは全国各地で頻発した。この湧水は流量を正確に三方向へ配分するよう厳密な設計が行われており、大正11年（1922）には切石積みの構造に改築された。湧水はかつての小泉村の由来にもなっているが、甲斐大泉駅のある東隣の旧大泉村も「大湧水」にちなむものだ。小泉・大泉の両村ともに現在は北杜市内となっている。

ついでながら分数のような地名も意外に多い。三分一と四分一が隣り合っているのが福井県小浜市で、小浜駅から東南東へ約5～7km、田んぼが広がる松永川の谷に沿って位置している。『角川日本地名大辞典』（DVD-ROM版）によれば戦国時代から記録に見える地名で、四分一は「はじめは集落名というより、収納単位であったと思われる」としている。さらに奥に位置する三分一は、同書によれば中世前期には寺野村と呼ばれたそうで、こちらも「年貢収納の単位を示していたものと考えられる」としている。すぐ近くの明通寺への年貢納入に関する文書が残っているそうだ。兵庫県南部の加古郡稲美町には六分一^{ろくぶいち}という地名が残っているが、ここも江戸期の税法の6分の1課税に由来するとの説があるという。

他の「分数地名」を挙げておこう。五分一は栃木県河内郡上三川町と新潟県長岡市（旧寺泊町）、七分一は富山県氷見市。こちらは所領の7分の1を分割してある武士に与えたことによるという伝承があるそうだ。他には上下に分割された上三分一・下三分一が新潟県上越市頸城区にある。水や土地を分ける地名は意外に多い。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』（筑摩書房）、『地図の遊び方』（けやき出版）、『番地の謎』（光文社）、『地名の社会学』（角川選書）など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.788
2022 September



表紙写真

「ご馳走ありがとう」

第37回写真コンクール
金賞(自由部門)

神長 正昭●茨城会

公園の中でツミ(鳥)の雛が生まれていて、餌を与えるのに雄が小鳥を捕食してきて木の上で待っていた雌に餌渡しをします。その一瞬を撮影することが出来ました。

地名散歩 今尾 恵介

03 改正民法・不動産登記法における境界の調査・測量と土地家屋調査士の役割 I

弁護士・元東京法務局長 寶金 敏明

07 第15回つくば国際ウォーキング大会

茨城土地家屋調査士会 副会長 飯野 豊

09 令和4年度土地家屋調査士新人研修

11 測量・地理空間情報イノベーション大会2022開催報告

13 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.103

香川会/函館会

16 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

17 会務日誌

19 土地家屋調査士新人研修修了者

関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

22 調査士カルテ Map 通信

23 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

24 国民年金基金

26 公嘱協会情報 Vol.157

28 第4回建設・測量生産性向上展 (CSPI-EXPO 2022)

～次世代を担う、最先端技術が一堂に～

Construction & Survey Productivity improvement EXPO

30 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます!

31 土地家屋調査士名簿の登録関係

32 ネットワーク50

兵庫会

33 ちょうさし俳壇

34 令和3年度土地家屋調査士本試験問題(午後の部) ～ part 3 ～

36 編集だより

改正民法・不動産登記法における 境界の調査・測量と土地家屋調査士の役割 I

弁護士・元東京法務局長 寶金 敏明

1 問題の所在

令和3年法律第24号(いわゆる民法・不動産登記法等改正法)¹による改正後の民法209条1項2号(以下、単に「209条1項2号」という。)は、「境界標の調査又は境界に関する測量²」(以下「境界の調査・測量」と略記)のための隣地使用权を明定するに至っている。ところで、実務上「境界」という用語は、所有権の境界³(いわゆる所有権界)のほか、筆界⁴あるいは道路区域界・河川区域界さらには公物管理界⁵についても用いられることがあり、これらの一つもしくは複数を「境界」立会や「境界」協議の対象としている例がある。

①209条1項2号所定の「境界」が所有権界を指すことは、法文の位置や立法者担当者の解説等から明らかであるが、上記の筆界、道路区域界・河川区域界さらには公物管理界については、これらを「境界標の調査又は境界に関する測量」の直接あるいは間接の目的とする場合、209条1項2号所定の「境界標の調査又は境界に関する測量」に含ませて解釈することは可能か。

また、②「境界標の調査又は境界に関する測量」とは、いかなる対象物につきいかなる方法による調査をすることを指すのか(「境界標の調査その他境界に関する調査・測量全般」の意味に解して良いのか)。

209条1項2号など相隣関係の見直しに係る改正法の施行は、「公布後2年以内」(令和3年法律第24号附則1条本文)とされ、令和3年12月14日閣議決定により、令和5年4月1日を施行日と定められるに至っている。そのことから、上記解釈の可否につき、議論を早急に煮詰める必要があり、本稿はそのささやかな嚆矢としたい。言うまでもなく、本稿に述べるところは、当職の私見に過ぎない。

2 試論(私見の結論)

- (1) 209条1項2号は、「境界標の調査又は境界に関する測量」のための隣地使用权を明定しているが、ここに言う「境界」は、原初的には、いわゆる「所有権界」を意味する。
- (2) 相隣接地の所有権界と筆界は、成立当初は同一の位置に存することから、「境界」の調査・測量は、所有権界と筆界は混然一体のものとして行われる。その「所有権界兼筆界」の調査・測量には所有権界の調査・測量が包含されるものであることから、209条1項2号の隣地使用权は肯定される。
- (3) 相隣接地において所有権界と筆界がかい離することとなった場合、当該筆界は、「元、所有権界兼筆界であったところ」を意味する。それゆえ、当該筆界に係る調査・測量も不可避免的に(元)所有権界の調査・測量を含むものであることから、現時点で所有権界が明確である場合と否とを問わず、筆界の調査・測量のためにする209条1項2号の隣地使用权は肯定される。
- (4) 相隣接地の一方が公共用の道路や水路である(いわゆる官民境界の)場合は、上記(2)・(3)の調査に加え、道路区域界・水路区域界、公物管理界等の行政法(公物法)由来の境界の調査をも伴うことがある。その場合も上記(2)・(3)と同じ理由により、209条1項2号の隣地使用权は肯定される。
- (5) 道路区域界・水路区域界、公物管理界等の行政法(公物法)由来の境界それ自体を所有権界とは別に調査・測量する場合であっても、当該調査・測量において所有権界とのかい離が判明すれば、買収や借地権設定等の手続に進むことが想定されているときには、所有権界の調査に準じて209条1項2号の隣地使用权は肯定されて良いと解される。
- (6) 隣地使用权の行使の対象たる「境界標」は、すべての境界に係る「境界標」である。

(7) 209条1項2号所定の調査・測量には、石杭、コンクリート杭、プラスチック杭、木杭、金属標、キザミなどの境界標識の調査のほか、境界塚、境界木、境界林、柵、塀、側溝、土盛、土塁並びにそれらの痕跡など、境界を推測する根拠となる地形・地物に係る調査その他境界に関する調査・測量全般が含まれると解される。

3 法改正の目的と境界の調査・測量

(1) 改正前後の規定の比較(アンダーライン部分は、要注目部分)

改正前 (隣地の使用請求)	改正後 (隣地の使用)
第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる ⁶ 。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。	第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。
(上記本文中に同種の規定あり。「その他の工作物」の部分は新しく追加)	一 境界又はその付近における障壁、建物 <u>その他の工作物</u> の築造、収去又は修繕
(新設)	二 境界標の調査又は境界に関する測量
(▶ 233条1項…隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。)	三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切り取り
(新設：隣地所有者等の保護のため。従来も同趣旨にて運用されていた ⁷ 。)	2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者(以下この条において「隣地使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

(新設…旧規定1項は、事前の使用請求権として構成していたのを修正)	3 第一項の規定により隣地を使用する者は、 <u>あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない</u> 。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる ⁸ 。
2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。	4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

法改正の目的について立法当局は、従来は①「隣地の使用を請求することができる」の具体的な意味が判然とせず、隣地所有者が所在不明である場合等では対応が困難であったこと、②「障壁・建物の築造・修繕以外の目的で隣地を使用することができるかどうか」が不明確で、土地の利用・処分を阻害していたことを挙げている⁹。

(2) 旧規定下における境界調査・測量のための隣地立入り

それでは、旧規定の下では、境界調査・測量のための隣地立入りについては、どのように規律され、あるいは解釈されていたのだろうか。

ア 官による筆界調査・測量のための立入りに係る規定

法務局による調査であれ、地籍調査担当者による調査であれ、筆界調査に対して、住民は協力すべき国法上の義務(調査協力義務)がある。そのため、担当者は、拒否者に筆界実地調査の必要性を説明してもなお正当な理由がなく立入を拒否する者に対しては、地籍調査においては1万円以下の罰金(国土調査法37条3号)を、また、登記官による質問検査を拒み、あるいは正当な理由なく所有地への立入りを拒否する行為については、30万円以下の罰金を課することができるものとされている(表示登記官による調査につき、不動産登記法29条2項、筆界調査

委員等による立入り調査につき137条1項・5項、罰金につき162条1号・3号)。

イ 官による所有権界調査・測量のための立入りに係る規定

民法と同じく所有権界について規律する¹⁰国有財産法31条の2第1項は、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる」と定めている¹¹。

ウ 民による境界(所有権界兼筆界)調査・測量のための立入り

以下は、従前の隣地使用に係る実務についての説明である¹²。

「境界(筆界を含む。)が不明な場合の調査・測量のためにする隣地の使用に係る(旧)209条の規定は、境界(所有権界又は筆界)が不明な場合に境界を調査・測量するために隣地内に立ち入ることまで想定した規定か否か、必ずしも明らかでない。しかし、障壁又は建物の築造又は修繕のためにする隣地の使用が認められるのであれば、その前提としての境界を明らかにするための調査・測量についても、相隣関係の根底にある信義則(民法1条2項)に照らすとき、合理的な範囲で隣地使用請求権が認められると解される。」

「隣地使用請求権の行使は、隣地所有者に対する意思表示による。しかし、隣地につき、所有者の所在不明や、所有者が誰か不明の事態を生じている場合、意思表示の相手方を確定できないことから、法の建前としては、困難な所有者の特定作業を行うか、あるいは筆界特定制度を利用する他はない。しかし、測量目的等で隣地立入りを必要とする範囲が空き地であるなど、客観的に支障がないと認められる場合には、上記の手段を取ることなく隣地に立ち入ったとしても社会的相当行為として違法性が阻却される場合があり得よう。隣地所有者が不明とはいえない事案に関する東京地判平成25年12月25日(公刊物未登載)は、自己所有地上に敷かれたコンクリートを一部損壊する際、隣地に無断で立ち入ったと推認されるケースにつき、立ち

入った場所は隣地の境界付近の若干の土地部分にすぎなかったと認定の上、同立入り行為が不法行為を構成するほどの違法性を有するものとまで認めることはできないと説示している。」

「隣地使用請求に対し、隣地所有者が承諾しないとき、現に隣地を使用するためには、隣地所有者の承諾ないしこれに代わる判決(民法414条・民事執行法177条)が必要と解される。」

(3) 新209条1項2号による境界の調査・測量に係る要件事実の変更と実務への影響

既述(3(1))のとおり、旧規定では障壁・建物の築造・修繕以外の目的で隣地を使用することができるかどうかそれ自体が不明確であったことから、新209条1項2号では、①隣地使用の目的に境界の調査・測量を加えた。さらに旧規定が「隣地の使用を請求することができる」となっており、具体的意味が判然としなかったことから、209条の標題を「隣地の使用請求」権から②「隣地の使用」権に改め、隣地所有者・隣地使用者の事前の同意を要件事実としないことを明確にした。同時に、隣地所有者・隣地使用者への配慮から、③隣地使用の目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者・隣地使用者に事前に通知しなければならないのを原則とし、④使用の日時、場所及び方法は、隣地所有者・隣地使用者のために損害が最も少ないものを選ばなければならないとの要件を追加している。

なお、上記②のように隣地所有者あるいは隣地使用者の事前の同意がなくとも隣地を使用することができるとなれば、自力執行(自力救済)を禁止している民法の大原則に反しないかとの疑問を生じる。

この点につき、法務省・ポイント25頁では「隣地を使用できる権利がある場合も、一般的に、自力執行は禁止されているので、例えば、使用を拒まれた場合には、妨害禁止の判決を求めることになる。」「他方で、事案ごとの判断ではあるが、例えば、隣地が空き地となっていて実際に使用している者がおらず、隣地の使用を妨害しようとする者もないケースでは、土地の所有者は裁判を経なくとも適法に隣地を使用できると考えられる。」と説明している(アンダーラインは筆者。以下「管

理されていない空き地」という。)

ここで重要なことは、新209条1項では、「隣地を使用することができる」とされているが、通知(新209条3項)さえすれば、隣地所有者等の意思を無視して隣地を使用することができるという法意ではない、ということである。上記法務省の説明のとおり、隣地を現に占有する土地所有者等がいる場合には、その承諾をとって立ち入るか¹³、妨害禁止訴訟をした上で立ち入るということにならざるを得ない。

そうすると、前掲(2)ウと対比すれば明らかな

ように、法改正の前後で、土地所有者の代理人たる土地家屋調査士の実務に刮目すべき変化は生じない、と言えよう。ただ、①隣地に立入り調査を求める場合、従前の「お願いベース」ではなく、法律上の明文根拠を示せることとなった、②隣地が管理されていない空き地の場合、これまでは他人の目を気にしながらの立入りだったものが、これからは大手を振って立ち入ることができるようになった。その意味で今回の法改正の意義は、決して小さくはないと思われる。

(次号へ続く)

脚注

- 1 改正法の解説としては(順不同)、山野目章夫「土地法制の改革―土地の利用・管理・放棄」(有斐閣、2022年)、村松秀樹ほか「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の概要」登記研究884号10頁以下(テイハン、令和3(2021)年)、村松秀樹ほか「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の解説(1)(2)登記研究885号1頁以下、886号1頁以下(テイハン、令和3(2021)年、村松秀樹ほか「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の解説」法務省民事局編民事月報(法曹会)76巻7号7頁以下(令和3(2021)年)、法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」(令和3(2021)年12月付け法務省ウェブサイト、以下「法務省・ポイント」と略称)、村松秀樹・大谷太編集「Q & A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」きんざい、令和4(2022)年)、日本弁護士連合会編「新しい土地所有法制の解説―所有者不明土地関係の民法等改正と実務対応」(有斐閣、2021年、以下「日弁連・実務対応」と略称)、荒井達也「Q & A 令和3年民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響」(日本加除出版、令和3(2021)年)、同「相隣関係及び共有制度の改正による実務への影響と留意点」(自由と正義・令和4(2022)年1月号21頁)、鈴木泰介「令和3年の民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響②」土地家屋調査士785号1頁(日本土地家屋調査士会連合会、令和4(2022)年6月号)、東京司法書士会民法改正対策委員会編「民法・不動産登記法改正と司法書士実務」(日本加除出版、令和3(2021)年)、七戸克彦「新旧対照解説改正民法・不動産登記法」(ぎょうせい、令和3(2021)年)。
- 2 「令和元年12月3日中間試案の補足説明」第3相隣関係の1(注3)では、要件事実を「境界標の調査又は境界を確定するための測量の目的で隣地を使用すること」としていたが、成文では「境界に関する測量」と、より柔軟に変更されている。
- 3 不動産登記法132条1項5号・135条2項にいう「所有権の境界」、土地基本法6条2項にいう「土地の所有権の境界」を指す登記官や土地家屋調査士の実務上の用語例。本稿では、実務上の用語例に従い、単純に「所有権界」と表記。
- 4 不動産登記法123条1号。同定義規定は、平成17(2005)年の不動産登記法の改正により新設され、翌18年1月から施行された筆界特定制度の章に置かれているが、同規定は、それまで下位の法令等や実務で筆界と呼ばれていた概念(拙著「境界の理論と実務」[改訂版]加除出版、平成21(2009)年(以下、「拙著」と略称)17頁(2)参照)を法律において単に確認しただけの規定にすぎない。それゆえ、土地家屋調査士が扱う筆界全般と同義である。かつてはこの解釈に異論があったが、令和元年の土地家屋調査士法改正、翌2年8月施行の新1条において、土地家屋調査士の取り扱う筆界は不動産登記法123条1号所定の筆界をいうと明記されるに至っていることから、この異論が成り立たないことが明確となった。
- 5 土地家屋調査士業務取扱要領(令和3(2021)年3月1日付け)21条にいう「行政界その他これに類する境界」は本稿に掲げた「道路区域界・河川区域界さらには公物管理界」と同義であろう。拙著29頁～41頁。
- 6 旧規定では、単に請求権があるに止まるため、承諾が得られない場合、提訴して承諾に代わる判決を得る必要があった。これに対し新規定では、隣地所有者・隣地使用者に対し事前に通知し、かつ「必要な範囲内」であれば、当然に隣地使用権が発生することとなる。なお、自力執行との関係につき、3(3)参照。
- 7 拙著456頁。
- 8 事前通知・事後通知については、脚注1の山野目章夫「土地法制の改革」243頁(2)参照。なお、通知は、隣地使用者だけでなく、隣地所有者に対しても行うことが望まれる(日弁連・実務対応56頁)。
- 9 法務省・ポイント25頁。
- 10 拙著414頁第2節及び同引用の裁判例・学説参照。
- 11 ただし、立入りの際の事前通知義務(同条2項・3項)や損失補償義務(同条5項)をも同時に規定している。
- 12 拙著7頁(1)イから抜粋。
- 13 鈴木泰介土地家屋調査士・脚注1掲記の文献によれば「今までどおり、隣地に立ち入るときは隣地の所有者に一声掛けて挨拶をしてから、隣地に立ち入ること」となろう。

第15回つくば国際 ウォーキング大会

茨城土地家屋調査士会 副会長 飯野 豊

令和4年6月5日曜日に第15回つくば国際ウォーキング大会が開催されました。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりましたが、今年は感染拡大防止のため、例年二日間行う大会を、開会式閉会式は行わず規模を縮小して一日のみの開催になりました。それでも、全国から約200名の参加申込みがあり大会に対する期待が伺えました。

私は実行委員として会議から参加していました。例年と大きく違うところは感染対策です。検温はもちろんのこと、消毒液を用意したりマスク着用をお願いしたり、開催日前日まで感染者数を注視して何とか実行することができまし

た。このようにイベントや会合を主催する側としては難しい判断を強いられますが、感染拡大に怯えて中止又は延期にするよりも、感染対策を行い実行することが社会そして個人にとって必要なことであると考えさせられました。

茨城土地家屋調査士会からは私も含めて4名がお手伝いさせていただきました。

当日の役割としては、朝6時に集合して全体会議を行いました。その場で大会実行委員長からウォーキングマナー5か条を教えてくださいました。

- 1 やあ、お早う明るい挨拶さわやかに
- 2 信号であわてずあせらず待つ余裕
- 3 ひろがるな参加者だけの道じゃない
- 4 自分のゴミ、自分の責任もち帰り
- 5 歩かせて、いただく土地に感謝して

挨拶と笑顔を大切に一日頑張りましたと見送りいただきました。

最初に、駐車場の誘導を行いました。駐車場に入ってきた車を止めてウォーキング大会の参加者か確認を行い参加者であれば駐車券をお渡しする作業を行いました。駐車場に車を止める参加者がいなくなったので、その後参加者

を誘導する立哨を行いました。会場がある公園北側の前に立って参加者を正しい順路に案内する役割になります。出発地点の公園南側がゴール会場になるため、疲れて帰ってきた参加者が順路を間違えて北側から公園に入ってしまうため、それを阻止して「もう少しでゴールなので順路はこちらです、こちらにお進みください」と笑顔で誘導しました。それでも強引に北側から公園に入ってくる参加者もいましたが、笑顔でお疲れ様です、「少しですので頑張りましょう」と声を掛けました。

私たちも朝早くから夕方まで立ち続けていたため終わりの頃には足がふらついてしまい、終了後みんなでお疲れ様会を行う予定でしたが、そこまでの体力がなく速やかに帰宅しました。日を改めてお疲れ様会を行う予定です。

大会では25kmと15km・5kmの3コースが用意されています。一番短い5kmコースに茨城土地家屋調



案内旗



参加者受付風景

査士会員家族が参加しましたが、5kmでも疲れたと言って帰ってきました。

ところが、一番長い25kmコースを歩き切った方々は皆笑顔でお疲れ様でしたと挨拶して帰っていききました。普段から歩いている人は年齢性別に関係なく足腰がしっかりしているのだと感じました。私も毎日歩くようにしようと決意しましたが、いまだに実行できていません。このままではまずいので来年は参加者として25kmコースを歩き切ることを目標にしたいと思います。

ここで、私が住むつくば市についてご紹介したいと思います。

つくば市は茨城県南部に位置し名峰筑波山の麓に所在します。つくば市の人口は約25万人で人口伸び率では政令指定都市を除く全国市町村で一番伸びています。全国魅力度ランキングで最下位の茨城県にあってこの伸び率は驚異的です。平成17年に東京秋葉原駅からつくば駅まで電車が開通し最短45分で秋葉原駅まで行けるため首都圏からの通勤圏として移住する方が多くいます。また、新型コロナウイルス感染症が拡大してからはテレワークでお仕事をする方が増え、毎日会社に通勤しなく



マンション開発が進むつくば市内

ても週数日通勤する方が増えたことにより、土地の値段が都心より安価で通勤にも負担にならないつくば市に人気があるようです。そのため、駅前ではマンション建設が続き、宅地造成工事があちこちで行われていますが、それでも土地の供給が足りず地元の不動産業者は困っている状況です。

つくば市は国が定めるスーパーサイエンスシティ構想特区に指定され(全国では大阪市とつくばのみです。)まだ実験段階ですが街中で無人ロボットが食材を配達したり、ドローンで医薬品を届けたり、顔認証で病院を受診したりなどが行われています。法律を改正しないといけませんが、つくば市長は選挙の投票をスマホでもできるようにしたいと意気込んでいます。

また、私たちの業務にも係る国土地理院や、JAXA筑波宇宙センターなどの研究機関が多く存在し施設見学もできますので、つくば市にお越しの際は、研究所巡りをお薦めします。お子様にとっても良い勉強になると思います。

ウォーキングされる方にとっても風光明媚な場所がたくさんあります。筑波山の登山や、隣の市になりますが土浦市には霞ヶ浦があり湖畔を周遊することができます。

筑波山は春の梅林、秋の紅葉は絶景で心癒されると思います。霞ヶ浦はウォーキング以外にもサイクリングロードが整備されていますのでそよ風に当たりながらサイクリングもいかがでしょうか。

以上、長々となってしまいましたが、このつくば市ひいては茨城県に是非お越しください。

全国魅力度ランキング最下位県ではありますが、お越しいただければ茨城県のすばらしさを実感できることをお約束いたします。お越しの際には、茨城土地家屋調査士会にご連絡いただければ、目的にあった旬な情報をご提供いたします。

おわりに、第15回つくば国際ウォーキング大会開催につきまして準備・運営を行っていただきました各ウォーキング団体の皆様、当日ボランティアで運営を手伝っていただきました茨城土地家屋調査士会会員の皆様ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

当日は朝方雨が降り天気が心配されましたが、開催時間になると雨がやみ、天気にも恵まれました。ここで知り合った方々、笑顔で挨拶された参加者の皆様、来年はコロナウイルス感染症の影響が収まり、通常どおりの二日間開催ができることを切に願います。また来年笑顔でお会いすることを楽しみにしています。このような貴重な経験をさせていただきました日本土地家屋調査士会連合会の皆様にもお礼申し上げます。

来年笑顔でお会いしましょう。



運営協力頂いた茨城土地家屋調査士会員

令和4年度土地家屋調査士新人研修

日本土地家屋調査士会連合会 研修部理事 千葉 正和



研修会場

【汗を拭きながら】

まだ6月末なのに、関東地方は連日35℃を超える猛暑日となる中、受講生の皆さんが集まりだしました。つくば駅を降り会場に着いた時には、受講生は流れる汗を拭きながら受付開始を待っていました。



開講の挨拶をする岡田会長

6月26日(日)～28日(火)の3日間、茨城県のつくば国際会議場において、「令和4年度土地家屋調査士新人研修」が開催されました。

昨年度の新人研修は2回開催しており、1回目は令和3年6月6日～8日までの3日間、同じつくば国際会議場において集合形式で実施しました。2回目も同じ集合形式で10月に開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期の末、令和4年2月14日～16日にオンラインで講義を配信する形式により実施しました。

今回は、感染状況が落ち着いていたことから予定どおり集合形式により開催することができました。

【eラーニングの活用】

2月のオンライン配信の時からeラーニングの事前視聴を取り入れております。前回の事前視聴は生

講義の研修効果を高めるために使用しましたが、今回は一歩進めて講義の一部をeラーニングで実施しました。修了条件は100%視聴完了し、設問に解答していることとしました。そのため、連合会では全受講者が期限までに視聴を完了しているか受講履歴を管理し、全員が条件をクリアしていることを確認して当日を迎えています。

【集合による講義】

さて、暑い中集まってもらいましたが、開講式の後、早速講義開始です。

この新人研修は、土地家屋調査士として必要な心構えと基礎知識を習得してもらうことを目的としており、プログラムとしては、昨年6月1日から施行された土地家屋調査士業務取扱要領を取り上げました。

ここでは、土地家屋調査士が行う業務の進め方や考え方について学んでもらいました。これは近年の土地家屋調査士法の改正で懲戒権者が法務大臣になったことにより、今までにも増して全国的に統一された業務の適正な取扱いの必要性が高まったことによります。

次に、土地家屋調査士の業務を行う上で必要な規制関連法です。業務の幅が広がっていくほど関連する法律が多くなりますが、そのうち建築や道路に関するもの、戸籍の変遷や読み方など実務に直結するものを取り扱いました。その上で、我々土地家屋調

査士は常に品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行わなければならない責務がありますので、その点を含めた倫理についても講義に含めております。

【グループ討論】



感染対策をした上での活発なグループ討論の様相

1日目の夜はグループ討論を行いました。全受講者158名を34グループに分け、グループ長などの役割分担を決めた後、出された課題についてどのような問題があるのか検討してもらいました。

まず、土地については、取り扱う境界線が筆界なのか所有権界なのか、通常の業務であれば土地家屋調査士法第22条により依頼に応ずる義務があるが、紛争性がある場合、土地家屋調査士法第3条第1項第7号の民間紛争解決手続による代理が必要ならばADR認定取得の有無により対応が違ってくるのではないかなどが取り上げられていました。

建物については一般建物なのか区分建物なのか、増築した場合の所有権についてはどのように考えられるかなどが主に取り上げられていました。

お互い問題点を出し合うことにより、一人では気付かなかった点について話し合ったり、解決方法について意見を出し合うことにより各グループ活発に討論が行われておりました。集合形式の長所が発揮された場面ではないかと感じました。

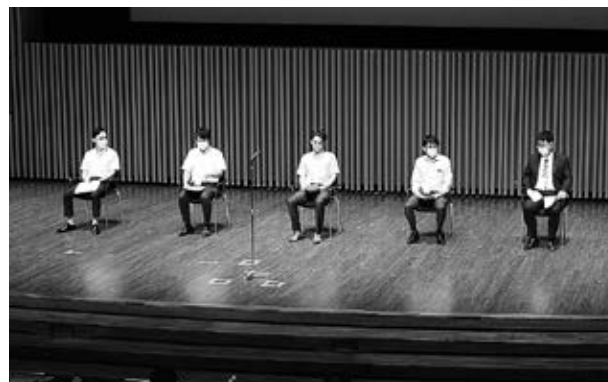
【新人同士の交流】

ハードなプログラムだったと思いますが、短い休憩時間の合間を縫って隣同士、同じ所属会同士など、あちらこちらで名刺交換や挨拶をしている場面が見受けられました。また、2日目の夜は感染対策を施しながらでしたが、食事会が催されました。新型コ

ロナウイルス感染症の感染拡大により各会の研修会なども集合形式で行うことが難しい状況のため、同期であったり同年代だったとしてもここ数年は挨拶や会話をすることが少なかったと思います。そのため、今回集合したことが更なる交流の機会になったのであれば良かったなと考えております。

ここでの交流は、今後の業務においても生きてきますので大切にしてもらえればと思います。

【修了証書を受け取って】



代表者によるグループ討論の発表

3日目になると疲れもあったかと思いますが、プログラムどおり順調に受講が進みました。

最後に、初日に行ったグループ討論の内容を代表者から発表してもらいましたが、いろいろなケースが想定される課題内容となっていましたので、各グループそれぞれ法的問題点や対処方針を発表してくれました。

全てのプログラムが終了後、158名の受講者には修了証書が交付されております。

この研修が無事終了できたのは、忙しい中、資料作成及び講義を行っていただいた講師の方々のおかげであり、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。また、全国から集まってもらった受講生の皆さんも業務がある中参加していただきありがとうございました。

皆さんは既に業務を行っており隣接法律専門職の実務者ではありますが、今回の講義はこれから長く業務を行っていく上での基礎となる内容となっています。機会があるごとに受講した箇所を確認してください。法律、規則等は次々変わっていきますので今回学んだところを起点として、変化に対応できる資格者になっていただけたらと思います。

測量・地理空間情報 イノベーション大会2022 開催報告

はじめに

令和4年6月15日から30日の間、オンライン特設サイトにおいて、「測量・地理空間情報イノベーション大会2022」が開催されました。

本年度7回目を迎える本大会は、公益社団法人日本測量協会が主催、国土交通省国土地理院後援の下で開催され、3講演のリアルタイム配信及び7講演のオンデマンド配信により開催され、土地家屋調査士業務とは直接の関係が深い講演は少なかったものの、三次元測量成果の構想や利活用等、測量業界全般に係る技術革新の動きや、測量分野の将来性等の講演が行われました。紙面の関係で概要を、次のとおり報告する。

測量・地理空間情報 イノベーション大会 2022

講演1 大手測量会社によるDXの取組

講演1は、6月15日のリアルタイム配信プログラムとして、「大手測量会社によるDXの取組」が発表された。株式会社パスコ、国際航業株式会社、アジア航測株式会社及び朝日航洋株式会社の4社によりそれぞれの講演があった。

株式会社パスコでは、DX（「デジタルトランスフォーメーション」のこと。データ及びデジタル技術を活用し、社会をより良いものに変化させること。）の取組として、フィジカル空間（現実空間）における災害データ、交通データ、インフラデータ等を、サイバー空間（仮想空間）へ投影し、データの蓄積、解析及びシミュレーションを検証し、その成果を現実空間へ適用し、スマートシティ及びスーパースティの実現を目指す取組を行っている発表があった。

国際航業株式会社では、道路管理における道路占用許可申請の審査の効率化として、3D道路モデル及び道路舗装台帳等の点群データを作成し、3次元

モデルを活用した適切及び効率的な道路占用許可申請の審査が可能となる取組を行っていることの発表があった。

アジア航測株式会社では、生産現場におけるDX実現に向けた取組、朝日航洋株式会社では、令和3年熱海市土石流災害における静岡点群サポートチームの取組がそれぞれ発表された。

各測量会社により、仮想空間に現実空間の環境を再現し、あらゆるシミュレートを行い、将来を予測することに役立てる、いわゆる「デジタルツイン」を利用したSociety5.0の実現に向けて動き始めている。

講演2 GNSS関連の技術動向

各団体により、GNSS測定の今後、GNSSデータ配信の今と今後、高精度GNSS測量が導く、食・住の社会的課題の解決及び電子基準点の概要とQZSSへの対応が発表された。

GNSS測定の今後としては、2023年をめどに、持続測位可能な7機体制での運用を開始すると決定されているQZSS（準天頂衛星）の運用、民間電子基準点の活用、地殻変動補正、航空重力測定による精密ジオイド整備等の説明が行われた。

このセッションの最後に、国土地理院観測センターによる講演が行われ、電子基準点の役割、準天頂衛星への対応や電子基準点との関わり、電子基準点における日々の座標値の改定が令和3年4月1日から行われたこと及び令和4年3月24日から準天頂衛星である「みちびき」初号機後継機の正式サービスが開始されていることが説明された。

講演3 これからの新技術など

各団体により、固定翼ドローンと広域活用の新技術動向、マルチビーム計測（音響ビーム照射による計測）とSLAM計測（位置の特定と作図を同時に行う計測）を併用した都心河川の三次元現況測量、AR（拡張現実）技術動向と産業応用及び水空合体ドローンの紹介等が行われた。

講演4 混沌の時代に技術力を活かすには

本大会を共催しているスペシャリストの会により、新たな資格領域の展開と、主たる領域(職域)との相互作用についての発表や、測量・地理空間情報技術の社会インフラ点検・維持管理への活用についての発表、農地利用状況調査における空間情報技術の活用事例の紹介及び出前授業等、小学生の地図体験学習と測量・設計技術者の確保と育成に関する発表が行われた。

講演5 3次元計測コンサルタントへの道

本大会を共催しているジオメトリストの会により、点群データの取得、処理、加工、表現及び利活用について発表された。さらに、行政が管理する既存の道路台帳や地籍調査成果物と、3次元計測技術のマッチングに関しての発表に及び、民間企業の立場からは、工事の「成果物」としての3次元計測技術の発表が行われた。

講演6 ソクジョ×オチャジョ

～あなたに身近な測量の世界～

測量・地理空間情報女性の技術力向上委員会により、女性パネラーによるパネルディスカッションが行われた。

街歩きを行いながらの地形及び地形図の確認、測量で作られる地図の種類の説明及び地上レーザースキャナ搭載型トータルステーションやGNSS測量等の測量新技術の紹介が行われた。

講演7 測量サミット～いろいろな測量を知ろう～

各団体により、農地における3次元測量の導入として、農地の災害現場におけるUAV(無人機、ドローン)等の活用、用地測量の実務の紹介、水路測量と海図作成等、海の測量紹介及び墨だし等の建築測量への取組について説明が行われた。

講演8 新たな分野における利活用

～市場開拓と価値創造～

各社により、空間情報の市場開拓についての紹介が行われた。

海洋GISを利用した漁場予測、点群データを用いた

城壁の保全、衛星画像を利用した災害情報の共有及びUAVを用いた雪害対策への応用事例が紹介された。

講演9 ベンダーフォーラム

ベンダーフォーラムでは、9社による発表が行われ、徒歩による3次元計測手法、ドローンやマーカ等々の測量機器等製品の紹介、オープンソースソフトウェアの取組とその利活用、ドローンの利活用、RTK基準局の開設及び3Dスキャナーの利活用が紹介された。

講演10 精度の高い測量を目指す

主催である公益社団法人日本測量協会により、電子基準点のみを基礎とする基準点体系の提案がされ、シンプルで高い精度の測量を目指す研究が行われている報告があった。

3次元点測量の検定の実務として、検定前の見直しポイントの説明が行われた。

おわりに

各講演を聴講した所感としては、市区町村等、行政により管理される図面は、遠くない将来、3次元による管理を視野に入れた道路行政の運用が主流となる予感がした。

別件ではあるが、令和4年5月25日から27日の3日間、千葉県の幕張メッセにおいて、建設・測量生産性向上展(CSPI-EXPO)が行われました。こちらは、今回の報告にある「測量・地理空間情報イノベーション大会2022」とは違い、建設や測量に関する用品の展示が主でしたが、測量キャドの展示では、平面作成のデモはなく、3次元によるデモが主流として行われていた。

土地家屋調査士法第3条における、我々土地家屋調査士の行う登記申請等の業務では、3次元による作成の求めはないが、「測量・地理空間情報イノベーション大会2022」の講演を聴講し、国民が求める登記行政及び土地家屋調査士像とは何か、さらに将来性を考えていく必要を感じた。

広報員 石瀬正毅(東京会)

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 103

香川会

『「カッテコウ」のお勧め』

香川県土地家屋調査士会 橋本 博之

皆さん、こんにちは。香川会広報担当副会長の橋本博之と申します。会報の誌面をお借りしまして、香川会での広報活動の一部を紹介させていただきます。しばらくの間、お付き合いをお願いします。

令和2年は土地家屋調査士制度制定70周年の年でした。ところが、コロナ禍のため、記念事業の実施を制限せざるを得なかった土地家屋調査士会も多かったのではないのでしょうか。香川会もその中で、大勢の人の集まる行事はできませんでした。そこで、私は個人会員の発案での広報活動、「会員の勝手に広報活動」(以下「カッテコウ」と表記)として、何か記念になる事業はできないかと考えて、実行することにしました。

私の事務所は瀬戸内海の小豆島にあります。小豆島には小豆島町と土庄町の2町があり、人口は2町合わせて2万6千人余り、典型的な過疎の島で、5名の土地家屋調査士が在籍しています。

令和3年になり、私の地元である土庄町で、町役場の新庁舎が落成することになりました。ふと、新庁舎の表題登記をすることを記念事業にできないかと考えました。そこで、土庄町役場担当者に相談したところ、快諾していただき、記念事業として新庁

舎の表題登記をすることになりました。また、せっかくの機会でありますので、追加で新庁舎敷地内に「ココ石」*を設置することも提案し、承諾していただきました。

さて、記念事業の立案はできたものの、「カッテコウ」であるため、スタッフはどうするのか、記念事業の名称は何とするのか、そして、経費の捻出はどうするのかと考えたところ、スタッフは土庄町に在籍する土地家屋調査士3名、名称は70周年を一年過ぎてしまったので、「制度制定70周年プラスワン記念事業」(以下「プラワン事業」と表記)、経費は本会に「プラワン事業」のことを説明した結果、予算化していただくことになりました。

「プラワン事業」の作業は3名の会員で分担し、まずは、新庁舎を表題登記するための調査・測量は共同で、申請手続は担当者が行いました。私は渉外・広報を担当することになり、表題登記完了後の登記完了証及び銘板の贈呈の日程調整、また、「プラワン事業」を報道していただくため、マスコミへの働き掛けをすることにしました。

作業は日常業務の合間に行うため、なかなか進捗しませんでした。何とか表題登記完了と、ココ石



現地調査に行ってみると、香川県知事をお迎えしての歓迎式典の途中でした。



四国新聞に掲載された贈呈式の模様、4/8付け四国新聞の記事より

設置完了まで漕ぎつけました。そして、令和4年3月4日、いよいよ贈呈式を迎えました。

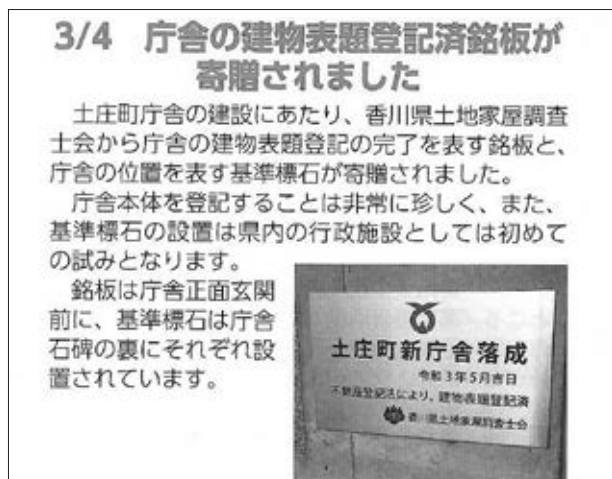
贈呈式の出席者は土庄町の岡野町長、町職員3名、香川県土地家屋調査士会からは久保利司会長と地元会員4名、そして、新聞社の記者1名が出席しました。まず、久保会長から表題登記の登記完了証及び表題登記済の銘板を岡野町長に贈呈しました。その後、岡野町長より謝辞があり、最後に新聞社から取材を受けました。その模様は、後日、四国新聞に掲載されました。また、土庄町の広報紙にも掲載されました。

今回の事業は広報活動として変則的な進め方でありました。普通は理事会で事業を承認、担当者・予算を決定、協力会員とともに事業を実施という流れ

ですが、今回は、「カッテコウ」であるために、その順番が逆になっています。そこで、「広報活動はいつでもできる、どこでもできる、そして、誰でもできる」ということを感じました。これからも「カッテコウ」を心掛けるとともに、「カッテコウ」が広まっていけばよいのと思った次第です。

ステンレス製の銘板は土庄町役場玄関先で毎日私たちを迎えてくれます。最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。

※「ココ石」とは、香川会が平成14年に制度制定50周年事業として香川県の全小学校に設置した位置基準標石。「ココ石」とセットで、GPS測量をした成果を緯度・経度で記載した表示板を設置している。現在も、出前授業の教材として利用している。



土庄町広報紙に掲載された記事、広報とのしょう4月号より



「ココ石」前での記念撮影、前列左側に久保会長、右が筆者、その後ろに地元会員

函館会 『ボランティア清掃』

函館土地家屋調査士会 総務・財務部長 高本 浩

函館会は、もう20年余り毎年函館山ボランティア清掃を開催しています。

始めた当初は、函館湯の川温泉街の浜辺の清掃から始まりましたが、その後函館山のボランティア清掃を毎年行ってきました。

函館山は、夜景で有名な場所ですが、標高334m 周囲9kmで、牛が寝そべっているような外観から、

臥牛山とも呼ばれています。その函館山の下からゴミを拾い山頂まで行きます。山道は10箇所と車道があり、それぞれを別れて行きます。

朝10時より、函館山ロープウェイ乗り場を出発し、大体1時間くらいで山頂に到着します。

山を登るのはそれほど大変ではありませんが、足に自信がない人は、ロープウェイで山頂まで行き、

山頂周辺の清掃となります。ゴミはほとんどありませんが、目を凝らして必死にゴミを探しそこそこ集まるくらいです。

ゴミ拾いがメインですが、途中の木々や、花々などを鑑賞しながら後ろを振り返り、昼間の函館市内を一望すると、日々の疲れがどこかに行くような感じになります。

山頂には11時過ぎくらいに、到着しますが、各ルートによって多少の時間が変わってきます。程よい汗をかき、各自のゴミを見比べます。

みんなが到着して、決まって記念撮影を行います。

記念撮影終了後、函館山ロープウェイ2Fのレストラン、ジェノバにて昼間の函館市内を一望しながら、昼食となります。これが一番の目当てでした。

昼食後は、みんなでロープウェイにて下山し解散となります。

最近では、新型コロナウイルスの影響により、中止せざるを得ない状況ですがなるべく続けていけたらいいなと思います。



函館山ロープウェイ下で集合



記念撮影



昼間の函館山から見た函館市内



昼食風景

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



7月16日
～8月15日

日本土地家屋調査士会連合会の本部機能は、今でこそ「水道橋」に存在しているが、2008年までは、東京都文京区音羽1丁目に連合会事務局をはじめとする拠点としていた。私自身が多くの先輩方に巡り会い、語り合った「音羽会館」だが、現執行部の役員で音羽会館に行ったことがある人はいないことに、ふと気が付いた。こうやって時代は移ろい、我が身は老いていくのだと感ずるところだが、その存在とともに過ごした者の責務として、「音羽会館」時代の先輩方の想いや夢、理想を「水道橋世代」に正しく伝え続けるつもりだ。

7月

16日 地籍問題研究会第32回定例研究会

定例研究会にリモートにて出席する。今回の研究テーマは「令和3年法改正と土地家屋調査士業務」であり、時宜を得た報告とパネルディスカッションが展開された。

28日 國吉正和さんを偲ぶ会

本年2月に急逝された、日本土地家屋調査士会連合会の國吉正和前会長を偲ぶ会に参列し、追悼のご挨拶をさせていただいた。会場には、全国から多くの土地家屋調査士が参集されており、國吉先生の大きさを改めて感じさせていただいた。

28日 税理士制度八十周年・第六次税理士法改正記念式典

税理士制度八十周年を記念する式典が、東京の帝国ホテルで開催され、神津会長はじめ、日税連の方々にご挨拶させていただいた。

29日 第10回しずおか境界シンポジウム

10回目を数える標記シンポジウムの今回のテーマ

は「防災・減災…そして復興へ」である。第一部の基調講演は、テレビでもおなじみ防災システム研究所長の山村武彦先生による「災害に強いまちづくりは、互近所の力」。第二部は、連合会報の連載でも10年にわたりお世話になっている、今尾恵介先生による「地図から読み解く防災・減災」をご講演いただいた。最後にパネルディスカッションも企画され、静岡会の皆さんの意気込みと熱意が伝わる内容であった。

8月

3日 司法書士制度150周年記念式典

明治5年の司法職務定制から数えて、司法書士制度150周年を記念しての式典に出席。会場のホテルニューオータニ「鶴の間」に到着し案内された席は、相続登記促進親善大使を務める、女優の高橋恵子さんの隣であり、人生最大級の緊張が走る。300名を超える関係者の皆さんを前に、土地家屋調査士を代表して祝辞とお礼を申し述べさせていただいた。

5日 全調政連、全公連、日調連による三者打合せ
令和5年度の概算予算要求を見据え、全調政連と全公連の幹部の方々と土地家屋調査士業界としての政策・予算要望の方向性を確認するため打合せを行う。

9日 第6回正副会長会議

正副会長会議を開催し、各副会長と総務部長から活動報告を受けるとともに、懸案事項の情報共有と対応等を協議する。

9日、10日 第3回常任理事会

常任理事会を招集し、20項目以上の案件について審議と協議を行う。

10日 全国社会保険労務士政治連盟・堀谷義明前会長「お別れの会」

本年2月にご逝去された、社会保険労務士政治連盟の堀谷会長には、私が日調連の副会長時代から様々な場面で何かと気に掛けていただき、励ましをいただいた。この日、開催された「お別れの会」には大勢の現役国会議員の先生方が参列され、堀谷会長のお人柄がしのばれる中、私も献花させていただいた。

7月

20日

第2回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 第17回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第18回土地家屋調査士特別研修について
- 3 冊子教材「ADR 認定土地家屋調査士の基礎」について

20日、21日

第4回財務部会

＜協議事項＞

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 中長期的な財政計画の検討について
- 3 特別会計の在り方の検討について
- 4 福利厚生及び共済事業の充実について
- 5 会議等における費用助成の基準の一部改正等について
- 6 職員給与規程及び臨時職員就業規則並びに役員等給与規程の一部改正(案)について
- 7 令和5年度予算(案)について
- 8 顧問公認会計士・税理士との契約について
- 9 令和3年度監査報告への対応について
- 10 総務部との合同打合せについて

第1回日調連ADRセンター会議(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の新たな活用について
- 2 ADR運営報告書について

22日

研究所第4回研究テーマ「歴史的地図・資料」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた今後の研究の進め方について

26日

研究所第2回研究テーマ「地籍調査」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「地籍調査に関する研究」の中間報告の取りまとめ及び今後の進め方等について

27日

第4回広報部会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 SNSの更なる活用について
- 2 広報イベントへの参画について
- 3 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施状況と次年度以降の相談会の開催について

- 4 広報担当者向けセミナーについて
- 5 「潤喫茶」のテーマについて
- 6 会報の編集及び発行に関する事項について

第3回研究所会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 研究中間報告及び今後の研究の進め方について
- 2 著作権に関する規範について
- 3 シンクタンク機能を有する組織改編について
- 4 地籍問題研究会第33回定例研究会の対応及び研究所テーマ合同会議の開催について
- 5 著作権情報センターについて
- 6 リーガルガーデン継続について

27日、28日

第2回総務部会

＜協議事項＞

- 1 諸規則の一部改正等について
- 2 土地家屋調査士会で定める役員等選任に係る規則の改正について
- 3 法定相続情報証明制度に関するQ & Aの見直しについて
- 4 商標利用に関する対応について
- 5 全国会長会議の在り方について
- 6 令和6年度からの土地家屋調査士会への助成について
- 7 改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)への対応について
- 8 土地家屋調査士会館の建物賃貸借契約の更新について
- 9 勤怠管理システムの導入及び給与計算の外部委託について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会事務局規則の一部改正(案)について
- 11 令和4年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 12 令和4年度第1回全国会長会議の運営等について
- 13 第79回定時総会の質問要望の対応について
- 14 職員給与規程及び臨時職員就業規則並びに役員等給与規程の一部改正(案)について
- 15 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の改正について
- 16 土地家屋調査士特別研修の基礎研修講師と締結する業務委託契約書(案)について

第3回研修部会(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 中央実施型新人研修の検証について
- 2 年次研修におけるグループ討論の課題の解説(案)について

- 3 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 4 eラーニングコンテンツの制作について
- 5 第18回土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 6 研修部が管理するシステムの現状について

8月 2日

第4回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 業務マニュアル等の作成について
- 6 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて
- 7 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の改正について
- 9 多数共有地における未登記事例等について

3日

研究所第2回研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル」に関する研究」の中間報告の取りまとめ等、今後の進め方等について

8日、9日

第1回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業の入札状況について
- 2 不動産登記法第14条地図作成作業に関する実態調査と分析について
- 3 地籍調査事業に関する情報の収集及び啓発について
- 4 令和4年度の活動方針について

9日

第6回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和4年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

9日、10日

第3回常任理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則等の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)(略称「調総研」)の設置について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則の一部改正(案)及び大規模災害対策に関する規則(モデル)の新設(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則等の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則第2条の2に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事、監事及び予備監事の候補者の数並びに職務の代行順位に関するブロック協議会からの意見聴取について
- 5 中長期的な財政計画の検討について
- 6 財務諸表等の在り方について
- 7 令和5年度における親睦事業について
- 8 令和5年度予算(案)の策定方針について
- 9 業務マニュアル(一筆地測量マニュアル(案))の作成について
- 10 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルに対する嘆願書について
- 11 eラーニングコンテンツ制作に係る業務委託契約について
- 12 eラーニングコンテンツ制作に係る業務委託契約の終了に係る対応について
- 13 第18回土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 14 財産管理人養成講座の実施について
- 15 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の活用について
- 16 日本土地家屋調査士会連合会事務局規則の一部改正(案)について
- 17 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程及び同連合会臨時職員就業規則並びに同連合会役員等給与規程の一部改正(案)について
- 18 勤怠管理システムの導入及び給与計算の外部委託について
- 19 令和4年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 20 令和4年度第1回全国会長会議の運営等について
- 21 認定登記基準点事業の在り方について



土地家屋調査士新人研修修了者

令和4年度土地家屋調査士新人研修の修了者は次のとおりです。(順不同・敬称略)

関東ブロック協議会(62名)

東京会(14名)

平泉 早紀	大川 武則	櫻井 宏昭
伊集院敦嗣	竹内 健	小野 博成
早川 創哉	渋谷 正博	海野 信一
宮本 公	村上 成	吉田 史郎
田代 知巳	貴島 亮	

神奈川会(9名)

乙守 大樹	鈴木 孝康	吉澤 雄之
河内 健介	鈴木 亮一	大川 勉
村田 邦宏	河部 良範	佐々木 肇

埼玉会(9名)

藤田 衛	長谷川慶了	島野 幸
能地 芳弘	岸 義将	杉山 哲士
片貝 崇	加藤 大輔	中村 和也

千葉会(5名)

鴨下 鉄平	池田 彰宏	富田 充
井上 佳紀	玉置 平	

茨城会(3名)

根本 香	宮本 泰雄	萩原 宏行
------	-------	-------

栃木会(2名)

和田 光央	松原 慎介
-------	-------

群馬会(3名)

角田 圭介	今井 孝明	澤口未友太
-------	-------	-------

静岡会(7名)

三輪 義一	榛葉 岳洋	横井 陽介
山中 一哲	古橋 通亘	矢部 裕久
藤田 大貴		

山梨会(3名)

石川 耕平	花輪 卓也	石塚 弘路
-------	-------	-------

長野会(2名)

海野 広太郎	佐藤 有志
--------	-------

新潟会(5名)

吉村 秀辰	牛腸 将史	坂田 健
板井 和大	佐藤 淳	

近畿ブロック協議会(11名)

大阪会(3名)

中川 信之	湯谷 誠	文野 貴司
-------	------	-------

京都会(1名)

今堀 秀哉

兵庫会(2名)

林 直輝	中村 俊也
------	-------

奈良会(1名)

梶田 真孝

滋賀会(4名)

藤本 夏樹	小前 陽平	八田 章宏
信田 朋希		

中部ブロック協議会(20名)

愛知会(10名)

加藤美和子	腰嶋 正誉	石原 遥
小島 健	青木 成剛	桐ノ谷佳之
上原 清登	古川 達也	三次 真揮
安井 久司		

三重会(3名)

中野地真佑	柊崎 友洋	池畑 政志
-------	-------	-------

岐阜会(4名)

佐々木準一	北川 雄太	野々垣敬太
中谷 誠		

石川会(1名)

山田 政樹

富山会(2名)

森 匠平	村上 健治
------	-------

中国ブロック協議会(10名)

広島会(4名)

古居 俊彦
向井 智

藤谷 一輝

岡村太一郎

岡山会(2名)

森脇 翔

井出 柊平

山口会(4名)

藤江 義高
水津 一成

松永 匡史

上村 正洋

九州ブロック協議会(21名)

福岡会(6名)

佐野 忠良
宮崎 桂樹

岸 幸一
塚本 優

林田 真誠
吉岡 誠

鹿児島会(2名)

上四元 忠

徳田 浩史

佐賀会(1名)

中尾 平

宮崎会(1名)

深田 一也

長崎会(1名)

中野 亮

沖縄会(4名)

平 和樹
金城 仁史

外間宗一郎

隈元 輝也

熊本会(6名)

土野 鋼浩
森山 祐矢

石山 明子
堀 拓郎

高田 英樹
江口 典子

東北ブロック協議会(13名)

宮城会(3名)

竹中 直樹

赤間 義則

赤間 光

岩手会(4名)

鈴木 史章
宮崎弘太郎

菊池 慶介

藤村 慶太

福島会(4名)

俣田 辰寛
内海 吉政

菊田 圭輔

和田 賢治

青森会(1名)

藤田 清仁

山形会(1名)

太田 敬介

北海道ブロック協議会(13名)

札幌会(8名)

川又 将平
大海 崇志
初谷 修

中野 祐太
橋本 拓
佐々木一弥

門馬 由昌
税所 直樹

旭川会(2名)

成田 智弘

吉田 満

釧路会(2名)

高橋 章文

奥田 邦彦

函館会(1名)

鈴木 陽介

四国ブロック協議会(8名)

徳島会(4名)

木下 峻輔
赤堀 英蔵

松本 誠二

杉 泰志

愛媛会(2名)

藤田 浩光

影岡 祐紀

高知会(2名)

富永 武志

三田 旺璃



調査士カルテ Map を利用した境界管理業務

兵庫県土地家屋調査士会 藤井 十章

境界管理業務を行っているという土地家屋調査士はWeb上でそれほど見受けられません。自身が担当した事件について測量した結果の管理は、ただただパソコンに保存して、バックアップを行っていることで境界管理をしていることと錯覚しているのではないのでしょうか。

土地家屋調査士法上で専門業務として「境界管理」が明記されているというのではなく、土地家屋調査士法人の標準定款のひな形に境界管理に関することを業務としている、すなわち個人営業の土地家屋調査士も境界管理業務を専門としていることになります。

また、土地基本法において、土地所有者が境界の管理をすること、土地境界の明確化が所有者の義務であることが明記され、所有者不明土地を新たに生み出さないことと同じく境界標識を設置して土地区画が安定的かつ明確化される重要性が示されています。

このような背景から、土地家屋調査士がその専門家であるという期待とこれまでの実績からそうした土地の問題をこれ以上増やさないために、業務内でしっかりと情報が管理されていることが重要になります。しかしながら、こうしたことを言うのは簡単ですが、それは日々の土地家屋調査士業務の記録を残す習慣を身に着けていくのは大変なことです。筆者が自身の業務内でのそうした管理を徹底することに5年以上費やした経験からも身に染みて感じているところです。

調査士カルテ Map に自身がこれまで手掛けた現場をプロットしていくと図のようになります。

現場を管理するID（事件番号）などを付して、現場

の代表点となる緯度経度をマウスで指定するだけの単純な作業です。この作業自身は本職がやるのではなく、在宅ワークで働く方や、子育て世代又は常勤で働けない女性の方など、世間に一般化している分業を取り入れ、積極的に行っていくことで、情報の整理が可能です。このように外部のマンパワーを利用していくことにより、本来の本職が果たすべき業務内での効果的・効率的なマネジメントができます。

こうした情報整理において調査士カルテ Map を利用して事件ごとの位置データは、一括でデータとして出力できます。外部でデータベースを構築している場合、従来のデータから差分で現場位置を取り込めば、Web Pageでも実績のアピールが可能など広告としての素材にも活用できます。また、筆界確認書をスキャンした後に電子署名しアップロードすることで個人管理ができます。仮に筆を構成する全ての筆界が確認できなかった事件であっても、隣接地に署名している筆界確認情報が有ると分かれれば、後続で作業する土地家屋調査士が前任者からファイルを受け取り、残りの筆界の確認作業と点検で地積更正登記が申請できます。

土地家屋調査士が存在することによって、登記まで至らなかった土地境界情報の管理及び流通する境界管理の重要性は土地基本法の改正からも土地家屋調査士のコアな業務に成長していき、またこのように管理ができる土地家屋調査士が増えることによって、登記制度の表題部における登記が安定する礎になることは言うまでもありません。



図 調査士カルテ Map（ゼンリン社）を用いた現場の分布



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！**
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき
地図印刷！**

**地図上で事件簿
管理ができます！**

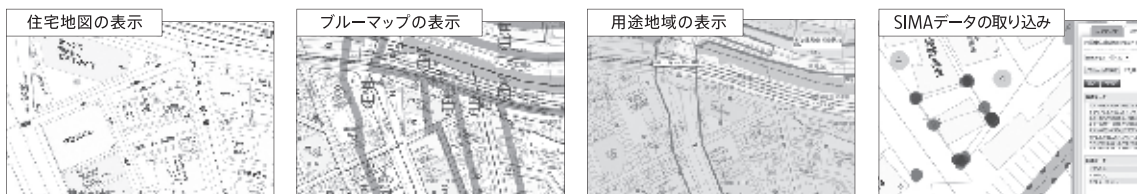
**SIMA図示や
多彩な地図検索！**



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテ Map」では、以下地図機能のご利用が可能です。



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

よくあるご質問

Q 「調査士カルテ Map」を契約するための条件などがありますか？

A ご契約には土地家屋調査士の資格を有している必要があり、「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要です。

Q 「調査士カルテ Map」を利用するためにソフトウェアのインストールは必要ですか？

A サービス専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。通常のインターネットで Web ページを閲覧するように、Web ブラウザを通して当サービス URL からご利用いただけます。

Q 登録できる情報はどのようなものがありますか？

A 登録できる情報は、大きく以下の4つに分類されます。

1. 調査基本情報 ……調査位置や地番、業務内容などの調査に関する基本的な情報
2. 事件簿情報 ……受託番号や金額などの事件簿に記載する情報
3. 調査ファイル情報 ……申請書や調査図面などのデータファイル
4. その他所有情報 ……登記所や自治体、申請者から受領した情報

(システム上ではチェックボックスで情報有無のみ登録)
 ※情報公開範囲について：登録情報の業務分類によって異なります。詳しくは連合会 HP「会員の広場」→「調査士カルテ Map」紹介ページをご確認ください。

Q セキュリティ面は問題ありませんか？

A 個人情報漏洩対策として、SSL 暗号化通信を利用しています。

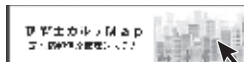
全国閲覧可 月額 **3,300円** (税込)

お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております

無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



＜連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

「人生100年時代」へ向けて

兵庫会 山端 一寿

兵庫会の山端と申します。私は、昭和37年8月生まれの寅年、今年でとうとう還暦を迎えることとなりました。20代の頃は、まさか自分が還暦を迎えるなんてとても想像が出来ませんでした。まして、恥ずかしながら老後の生活のことなど考える術さえありませんでした。

平成5年30才のときに、土地家屋調査士事務所を開業しました。開業当初は将来に対する期待と不安とが交錯する日々、恩師である土地家屋調査士の先生や諸先輩方等たくさんの方々に、色々とお世話になり仕事をさせていただくことが出来ました。今でも、感謝の念に堪えません。

開業してから一年が経ち、まだひよこの私は将来の生活への不安が付きまといます。そんな折、土地家屋調査士国民年金基金の担当者の方から加入勧奨の電話で、「サラリーマンには厚生年金のような上乗せ分がありますが、それ以外の方は自分で上乗せ分を用意しないと基礎年金しか受給できません。ゆとりある老後を送るためにも、国民年金基金制度をご活用ください。」、そして、「国民年金基金は少ない掛金・自由なプランで始められます。加入後も生活状況に応じて月々の掛金を増減することが出来ます。』と、親切に説明を頂き、平成6年に国民年金基金へ加入しました。

当時は、まだ収入も少なく掛金もそれ程支払えない状況でしたので、少額で加入することにしました。

そして、前述のとおり、数年後掛金を少しですが増額しました。

また、「国民年金基金には、20歳以上60歳未満の自営業とその家族、自由業、学生等の国民年金の第1号被保険者が加入できます。』とのことで、私の妻も結婚を機に、当年金基金へ加入しました。

ただ、リーマンショック等の不景気の影響で収入が伸びず、掛金据え置きのまま現在に至っており、金銭的に余裕があればもっと多くの掛金にしておきたかったなという思いです。

さて、話は変わりますが、諸先輩方のご尽力により平成3年に土地家屋調査士会会員の福利厚生の一

つとして職能型「土地家屋調査士国民年金基金」が設立されました。設立に当たり、全国各会の会長はじめ担当役員・支部長の方々に至るまで加入に奔走されたと拝聴しました。私も入会時に担当役員の方から加入の勧めを伺ったことを覚えてお



ります。土地家屋調査士制度の充実のため、老後の生活を安定させるため、基礎年金の上乗せ年金の国民年金基金がその役割を果たすものだと思います。

入会から20数年が経ち、平成27年から土地家屋調査士国民年金基金の代議員としてこの事業に関わらせていただくことになりました。国民年金基金のことを何も知らずに引き受けて、最初は戸惑うことばかりでした…。

全国いくつかのブロック協議会にて会議を開催した中で、会員の方から「国民年金基金の説明を聞いて、もっと多く掛金を掛けておけば良かった。」という意見が多数ありました。また、既に年金を受給されている多くの先輩たちが国民年金基金に加入されていたことを良かったと思われているのを肌で感じました。

年金の話となると、若い方には遠い先の話かと思われるかも知れませんが、決してそのようなことはありません。夢中で働いていれば瞬く間に老後はやってきます。「人生100年時代」に向けてゆとりのある生活を迎えるためにも、国民年金基金に加入されることを強くお勧めします。

最後に、私事で恐縮ですがこの投稿を通して「土地家屋調査士国民年金基金」の代議員としてお世話になりました、西本孔昭先生はじめ代議員の先生方並びに事務局の方々に心より御礼申し上げます。

土地家屋調査士会員の皆様が国民年金基金に加入され、栄えある将来とご健勝を祈念して、結びの言葉に代えさせていただきます。

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

● 国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乘せる積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が**非課税**となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

キャンペーン実施中！
8～10月ご加入の方に
クオカード3,000円進呈！

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方



重要 本年分の税控除をご希望の方は、10月14日（必着）までに加入申出書提出が必要です！

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます！



ブロック出前研修会について

全公連の出前研修会については、協会運営の改善と活発な事業活動を啓発するために意見交換が必須であることから、令和3年度の事業計画に基づき、当初二か年事業で全国8ブロックで開催を企画しておりましたが、令和3年度内の開催は新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、本年度に全てのブロックで出前研修会を開催することとなりました。

九州ブロック出前研修会報告書

令和4年4月22日(金) 13時から17時まで、ソラリア西鉄ホテル福岡にて、九州ブロック出前研修会を開催しており、その結果報告書が届いていますので、今月の公嘱協会情報において紹介させていただきます。

九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会 連絡協議会 会長 松尾 努



松尾会長

全公連による九州ブロック出前研修会が、4月22日全公連榊原会長、望月副会長及び福岡協会から出向している花本副会長並びに特別講師として寶金先生に出席していただき、厳粛に開催されました。九州ブロックからは九州8県、39名の役員、社員及び職員3名が

参加しました。

当日は、好天に恵まれ絶好の現場日和でしたが、そこは九州の役員さんです。社員を指導し、協会を運営する立場の方々です。午後1時からの研修会で、榊原会長の挨拶に始まり「出前講座の趣旨説明」及び「社会からの選択」の講和が60分、望月副会長は「静岡協会が取り組んでいるGIS」の経験談と「人に導かれながら、自分が公嘱協会の役員になった」動機の話が60分、寶金先生の「地方分権譲与後の里道水路等の表題登記業務について」の講話が90分でした。

研修会中に席を立つ者もなく、皆さん真剣に話に聞き入っていました。私の感想は、研修会・懇親会全体を通して2年分の研修が集約された内容の濃いものだったと感じています。

さて、寶金先生の講話では、地籍を抜本改革するため、平成30年施行



花本副会長

の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」、令和元年施行の「所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」令和2年施行の「土地基本法の一部を改正する法律」及び令和3年施行の「所有者不明土地抑制法」の活用で、国や地方公共団体等が公共工事の弊害となっている所有者不明土地問題を抜本的に解決、推進されることは、公嘱協会(土地家屋調査士で構成された社員＝法律と測量の二刀流)の今後の活躍が期待できるものです。そして、榊原会長が言う公嘱協会とは、社会の変革に常に備え、常に挑戦できる組織であり続けるために努力を惜しまないこととおっしゃられていました。また、事業実績は、平成13年度をピークに減少傾向にあり、公益法人としての公嘱協会の意識改革を熱弁されました。私は公嘱協会の意識改革は当然必要と思いますが、私の持論として、国や地方公共団体等の要望に応えるためには、公嘱協会の社員を増やし、若い有能な社員を育てていく環境の整備が急務ではなかろうかと考えています。

ところで、九州ブロックでは、2020年11月20日、



寶金講師

法14条地図作成業務に直接携わっている社員を対象とした研修会を最後に、それ以降実施しておりません。総会も2年間、Webでの会議です。しかし、リモートでの会議では言いたいことに限りがあり、相手の表情が分かりづらく、お互い本音で意見を語り合うことがで



黒原会長



望月副会長

きません。

今回、研修会のアンケートによる事前質問について、九州各県協会の現状、意見、質問等について質疑する時間は取れませんでした。懇親会の場において各テーブル(4人掛け)で話し合いができ、有意義な時間を過ごすことができました。

結びに、九州ブロックは、今後も各県協会とともに問題を共有し、問題解決に当たりたいと考えています。全公連の良きアドバイスをお願いする次第です。

なお、今回の九州ブロックでの研修会は、福岡天神のホテルを会場としました。最大1,200名まで利用できる会場(3分割で利用可能)を2分割分利用し、研修会と懇親会を実施しました。ある程度はホテル任せでしたが、新型コロナウイルス感染症対策が十分できているか、福岡協会役員で事前にチェックを行ったことは良かったと思います。今後もコロナ対策をしながら、対面での研修会を実施すべく模索していきたいと思っています。

会議経過

- 6月8日 全調政連主催の研修会に参加(東京開催)
- 6月9日 全調政連との打合せ(東京開催)
- 6月17～18日 中部ブロック協議会総会・出前研修会(石川開催)
- 6月22日 第2回正副会長会議(Web開催)
- 6月30日 第1回地図作成研修実施委員会(Web開催)
- 7月1日 日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会総会(石川開催)
- 7月6日 第3回理事会(Web開催)
- 7月12日 第2回広報委員会(Web開催)
- 7月15日 北海道ブロック協議会出前研修会(札幌開催)
- 7月29日 しずおか境界シンポジウム(静岡開催)



会場風景

第4回建設・測量生産性向上展 (CSPI-EXPO 2022)

～次世代を担う、最先端技術が一堂に～

Construction & Survey Productivity improvement EXPO

日時：2022年5月25日(水)～27日(金)

場所：幕張メッセ展示ホール2・3・4・5・屋外展示場・屋外展示場 ANNEX (千葉県)

主催：建設・測量生産性向上展実行委員会

後援：デジタル庁、経済産業省、国土交通省、環境省、(公社)土木学会

(一社)日本建設業連合会、(一社)全国中小建設業協会

(一財)建設業振興基金、(一社)日本建設機械施工協会

(公社)日本測量協会、(一社)全国測量設計業協会連合会

(一社)日本橋梁建設協会、(一社)ドローン測量教育研究機構

(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(一社)全国建設業協会

(一社)国際建設技術協会、(一社)日本建設機械工業会

(公財)日本測量調査技術協会、(一社)日本測量機器工業会

(一社)建設コンサルタンツ協会、(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会

(一社)日本UAS産業振興協議会

出展：325社

来場者数：40,244名

第4回建設・測量生産性向上展が、上記3日間の日程で、会場開催型により開催された。

私が参加した日は、5月25日初日となったが、この時期は新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が少なかったこともあり、会場は人であふれ、活気があった。

測量機器の展示に加え、建設の分野ではショベルカー等の重機及び高所作業車等の展示も行われ、測量関係者のみならず、建設関係全般の参加も多数見受けられた。

セミナーも同時開催され、同会場である幕張メッセの別3会場から行われた。

A会場からC会場までに分かれ、A会場では、3日間で延べ10講演のセミナーが下記のとおり行われた。

講演1 「国土交通省におけるインフラDX推進の取り組み」

講師 国土交通省 大臣官房 技術調査課課長補佐
田中洋介氏

講演2 「建設現場のデジタルトランスフォーメーションの推進」

講師 株式会社小松製作所 執行役員
スマートコンストラクション推進本部長
四家千佳史氏

講演3 「建設ロボットによる建設業の生産性向上に向けて」

～できていること・期待されること～

講師 東京大学 大学院工学系研究科 特任教授
永谷圭司氏

講演4 「国土交通省におけるインフラメンテナンスの取組」

～新技術の活用等による高度化・効率化～

講師 国土交通省 総合政策局
公共事業企画調整課 調整官 原田駿平氏



- 講演5 「i-Construction実現の仕組み」
～社会実装・データ連携・人材育成について～
講師 清水建設株式会社 土木技術本部
イノベーション推進部(土木学会 建設マネジメント委員会 i-Consturction小委員会)
松下文哉氏
- 講演6 「ドローンによる測量・インフラ点検の課題や今後の可能性」
講師 京都大学名誉教授
ドローン測量教育研究機構(DSERO)
代表理事 大西有三氏
- 講演7 「建設生産性向上で変わる建設コンサルタントの役割」
～建設コンサルって今後、何するの?～
講師 パシフィックコンサルタンツ株式会社
九州国土基盤事業部 部長 渡邊武志氏
- 講演8 「公共事業等における新技術活用システムについて」
講師 国土交通省 大臣官房 技術調査課
課長補佐 吉田真人氏
- 講演9 「『新ヒヤリハット報告』のデジタル化と安全衛生管理DX」
講師 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
本山謙治氏
- 講演10 「デジタル庁の土地、地理空間情報への取組」
講師 デジタル庁 データ戦略統括 平本健二氏
デジタル庁 地理空間情報担当
中村弘太郎氏

B会場では、出展各社等による商品紹介等の講演があり、我々土地家屋調査士に馴染みのあるところでいうと、トプコンによる自社製品紹介等のセミナーが行われた。

C会場では、ニコン・トリニブルによる最新型レーザスキャナにおける自動合成技術とその活用事例についてのセミナー、ライカジオシステムズでは、ライカの最新ICT施工ソリューションとタイトレックの事例紹介がされた。

展示会場では、ドローン商品の展示が多く見受けられ、測量機器の展示では主に3D観測機器が多く、解析ソフトにおいても3Dの点群処理ソフトの紹介だった。

特に人を多く集めていたブースは、ライカジオシステムズのブースで、ピンポールを垂直に立てずに、矢じりの先の座標を求めることができる機器の商品解説には多くの方が説明を聞いていた。

このエキスポでは、土地家屋調査士向けの出展ブースは少ないものの、最新の測量機器及びその周辺機器の展示や、官公署及び各企業によるセミナーも充実しており、土地家屋調査士にとっても測量機器等に関する最新技術の動向や、官公署の動向を把握することは重要だと思われた。

次回開催された際には、参加を考えてみてはどうだろうか。

参考までに次回開催予定日等を次に記載する。

第5回 建設・測量生産性向上展(CSPI-EXPO 2023)
日時 2023年 5月 24日(水)～26日(金)
場所 幕張メッセ 展示ホール 1・2・3・4・5・
屋外展示場(千葉県)

広報員 石瀬 正毅(東京会)



ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。

測量機器総合保険
(動産総合保険) お役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B21-902312 使用期限：2023年4月1日

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和4年7月1日付

東京 8253 小尾 周平
東京 8254 富士原友亜
神奈川 3194 川本美奈子
神奈川 3195 山本 竜海
埼玉 2764 田村 晃一
兵庫 2556 久下 俊行
石川 687 宮崎 健
熊本 1235 吉安 正人
岩手 1184 高橋 琢
秋田 1045 高橋 彰眞
釧路 359 山下 広介

令和4年7月11日付

千葉 2256 藤木 裕介
新潟 2244 傳田 昭雄
新潟 2245 古川 英
岡山 1421 角野 順一
島根 516 坂本 貴智

令和4年7月20日付

東京 8258 石井 利幸
東京 8259 小原 匡貴
埼玉 2765 白又 徹二
福岡 2397 宮崎 彩子

登録取消し者

令和4年4月14日付

広島 1834 日野 昌之

令和4年5月13日付

兵庫 1895 松原 洋一

令和4年5月24日付

神奈川 2768 徳中 寛

令和4年6月9日付

愛知 1727 森 實

令和4年6月17日付

大阪 1731 和田 芳郎

令和4年6月20日付

新潟 98 山岸 榮吉

令和4年7月1日付

東京 5799 布川 修一
神奈川 1441 村瀬 計次
埼玉 1338 長岡 倉雄
大阪 1893 西田 博雄
奈良 339 堂坂 尚史
愛知 1252 後藤 鎌一
福岡 2274 家宇治利幸
愛媛 856 大塚 伴徳

令和4年7月11日付

東京 5837 中村 文康
千葉 976 村山 俊雄
千葉 1437 飯嶋 剛充
茨城 869 小沼 信雄
大阪 3289 松本 充弘
奈良 290 田仲 薫
岐阜 1189 藤澤 哲郎

石川 511 林 哲朗
広島 1178 宮下 豊
岡山 442 小野 文彦
島根 467 嘉本 光俊
岩手 710 千田貞四郎
岩手 955 阿部 盛任
函館 198 木村 辰雄

令和4年7月20日付

東京 8131 田中 亮平
神奈川 1945 飯田 吉信
埼玉 2285 齋藤 隆一
埼玉 2479 澤田 広行
千葉 1562 中島 誠
長野 2035 浅川今朝敏
福岡 632 上野 正弘

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和4年7月1日付

岩手 1184 高橋 琢

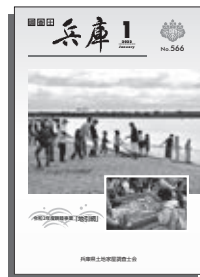
令和4年7月20日付

大阪 3333 住友 孝臣

兵庫県

「令和3年度 親睦事業 地引網」

淡路支部 山崎 茂樹



『調査士兵庫』第566号

10月17日に明石支部のご協力により神戸須磨海岸におきまして、令和3年度親睦事業「地引網」が開催されました。新型コロナウイルス感染症の新規感染者数や病床使用状況等が落ち着き、緊急事態宣言も解除されたことから2年ぶりの開催となりました。天候も朝は雨が降っておりましたが、受付開始時間には何とか雨も止み、雲の隙間から青空が見えるまで回復しました。

まずは受付です。新型コロナウイルス感染症予防対策として、受付票を提出して体温を測定、手指の消毒とマスクの着用で準備完了です。

樋口財務副部長の司会により、はじめに三嶋会長より挨拶があり、次に藤本明石支部長の挨拶と続き、そして今回お世話になりました垂水漁業協同組合より説明を受けてスタートしました。

左右大きく二手に分かれて網の両端につけた引き綱をそれぞれ

引いていき、沖に仕込んでおいた網を浜辺に引き上げて魚を獲るのですが、引き綱が重く、みんなが力を合わせないとなかなか引き上がってきません。運動会での綱引きと同じ要領です。左右に分かれていた綱を少しずつ中央に寄せていきながら引き上げていき、網が浜辺に近づいてくると、魚が水面を飛び跳ねるのが見え、歓声とともに引いている手にも力が湧いてきました。浜辺まで引き上げてくると、網の中には大量の魚がかかっており、大人も子供も興味津々で網の中をのぞき込んでいました。中にはエイもかかっていたビックリしましたが今回は海に放しました。引き上げた魚は水槽に移し、漁業組合の方から魚の説明を受けました。タイ、ツバス、スズキ、イカなどたくさんの魚を引き上げることができ、参加者で持ち帰ることにしました。しかし、こんな浜辺近くでこの魚が獲れるのかな

とも…（漁業組合の方からは仕込みはありませんとのことでした。）

最後に参加者全員で赤灯台をバックに記念撮影を行い、閉会となりました。

そして、もう一つの楽しみでもあるお弁当とお土産をいただき、支部や家族で一緒になど、思い思いにお弁当をいただきました。お弁当は明石の老舗料亭旅館「人丸花壇」の会席弁当で、海の幸がふんだんに使われていて大変美味しかったです。

その日の晩ごはんには持ち帰った魚を調理して美味しくいただきましたことと思います。

コロナ禍の中、久しぶりに180名近くの会員・家族が集まって親睦を深めることができ、楽しい時間を過ごすことができました。最後になりましたが、親睦事業の開催にあたりご尽力いただきました明石支部の皆様、並びに垂水漁業協同組合の皆様に深くお礼申し上げます。





「風の盆」

深谷 健吾

乙女子の徹夜を許す風の盆
身を隠し息を殺して蜻蛉取り
おのづから足早となり秋廻路
露の身の露の如くに逝きにけり

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

廃校に残る大樹や蟬時雨
人生は愉しく老いて蚩狩
盛り付けはガラスの器夏料理
吟行はみんな高齡白い靴

茨城 中原ひそむ

一途なる性は父似る蟻の列
聞き流す人の噂や蟻の列
拾ひ読む父の日記や終戦日
対話なき暮らしに老いて菊根分け

山形 柏屋 敏秋

雄大な雲を見上げて生ビール
境界の立ち会ひ終へて夕涼み
自分史を未だに書けず秋近し
網戸して書斎は吾の城となる

兵庫 小林 昌三

遠近よりかなかなかなと聞こえて来て
番犬や極暑に餌を食べ残す

岐阜 堀越 貞有

噴水やうなじの濡るる女神像
スタッフのTシャツ揃へ夏祭

今月の作品から

深谷 健吾

廃校に残る大樹や蟬時雨

島田 操

「蟬時雨」とは、夏の季語「蟬」の傍題。六月になると初蟬を聞く。梅雨が明ければ、いつせいにいろいろの蟬の声が聞かれる。日中の声は暑い感じだが、朝夕きく声は涼しい。蟬時雨とは、蟬がいつせいに鳴くようすを雨に例えたものである。町村の過疎化による廃校は、近年特に増加の傾向。やむ得ず廃校となる旧校舎と今では大樹の蟬時雨との取り合わせを回顧するかに活写した佳句である。

中原ひそむ

拾ひ読む父の日記や終戦日

「終戦日」とは、秋の季語「終戦記念日」の傍題。昭和二十年八月十五日、日本はポツダム宣言を無条件に受諾し、天皇はラジオを通して太平洋戦争終戦の宣言を国民に伝えられた。この日を「終戦記念日」として我が国の再建を誓って全国各地で各種の催しがおこなわれる。作者は、終戦日に残された「父の日記」を読む慣わしか。戦争の過ちを繰り返さぬよう、平和への誓いを新たにすべき日なのであろう。戦争の無き平和の世を祈念する佳句である。

柏屋 敏秋

境界の立ち会ひ終へて夕涼み

「夕涼み」とは、夏の季語「納涼」の傍題。

暑さを避け、「場所」・「時間」・「手段」により涼しさを求めること。夕涼みは夕方の時間による涼しさのこと。他に「朝涼み」「夜涼み」など。場所により「橋涼み」「縁涼み」など。手段により「涼み舟」「涼み台」などがある。提句は、酷暑の中の測量の境界確定作業のことか。最難題の作業を終えてほっとしている情景が目につかぶ。下五の季語「夕涼み」がよく効いた佳句である。

小林 昌三

番犬や極暑に餌を食べ残す

「極暑」は夏の季語。七月末から八月上旬にかけて厳しい暑さになる。この暑さのきわみを極暑という。実際は大暑のころより遅れて激しくなる。また真夏の燃えるような暑さが炎暑である。今年も異常気象により極暑の予想、全く困ったものだ。提句は、極暑の故に餌を食べ残す。番犬なのに番犬役にならぬとは。極暑にならぬことを祈念する愛犬家ならではの見事な一句である。

堀越 貞有

噴水やうなじの濡るる女神像

「噴水」とは、夏の季語。公園や庭園の池中に作られた水を噴き上げる仕掛け、一種の装飾。宙に吹き上がる水、落花する水、ときには淡い虹を描いて、見ていて飽きない。あの吹き散る飛沫はやはり夏のもの。飛沫でうなじが濡れるとは。女神像を色っぽく詠んだ俳諧味のある佳句である。

令和3年度土地家屋調査士本試験問題（午後の部） ～ part 3 ～

令和3年10月17日(日)に土地家屋調査士の一次試験が行われました。試験に合格され業務を行っている皆さんにとって最新の問題は、ほとんどお目に掛かる機会がないのかも知れません。Part1、2に引き続き、受験生に戻ったつもりで是非チャレンジしてみてください。

また、本誌をご覧になっている土地家屋調査士でない方も是非挑戦してみて、興味が湧いたら受験してみてもいいかもしれません！

【試験問題抜粋】

第9問 土地の地番又は建物の家屋番号に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用されない。
- イ 登記官は、地番が著しく錯雑している場合には、必要があると認められるときであっても当該地番を変更することができない。
- ウ 10番1の土地と10番2の土地とを合筆する場合には、登記官は、特別の事情がないときであっても、合筆後の土地の地番を10番2とすることができる。
- エ 地番が10番1の土地に2個の建物が存する場合において、当該2個の建物のうち先に登記された建物の家屋番号が「10番1の1」のときは、のちに登記する他の建物の家屋番号は「10番1の2」となる。
- オ 地番が「5番1」である土地と「6番1」である土地にまたがって建物が存し、これらの土地上に他に登記された建物が存しない場合において、当該建物の床面積が多い部分の存する「5番1」の土地がA登記所の管轄区域に属し、「6番1」の土地が当該建物に関する登記の事務をつかさどる指定を受けたB登記所の管轄区域に属するときは、当該建物の家屋番号は「6番1」となる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第10問 地目に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 山林の急傾斜地に土砂崩れや地滑り防止のための擁壁が構築されているときは、当該擁壁が占める土地の地目は、堤である。
- イ 耕地かんがい用の用水貯水池にえん堤が設けられているときは、当該えん堤が存する土地の地目は、ため池である。
- ウ 主に動物の遺骸又は遺骨を埋める土地の地目は、墓地である。
- エ 宗教法人の宗教上の儀式行事に利用されている聖堂が存する土地の地目は、境内地である。
- オ 山林を整地した一筆の土地にマンションを建設する予定があるが、当該建設工事の着工前である場合において、当該土地に当該建築工事のための仮設事務所が設置されているときは、当該土地の地目は、宅地である。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

解答は次ページに

第9問 正解 3

出題テーマ 地番又は家屋番号

各肢の解説

- ア 正しい。抹消、滅失又は合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用しないものとされている(準則67条1項2号)。これは、地番の再使用を認めると、その地番が付された土地の利用権限を巡り争いが生じた場合に、新旧どちらかの土地についての争いか裁判所において特定が困難になるからである。
- イ 誤り。登記官は、地番が著しく錯雑している場合において、必要があると認めるときは、その地番を変更しても差し支えないものとされている(準則67条4項)。
- ウ 誤り。合筆した土地については、合筆前の首位の地番をもってその地番とすることとされている(準則67条1項6号)。本肢のような取扱いは、特別の事情があるときでなければ認められていない(同条7号)。
- エ 正しい。一筆の土地の上に2個以上の建物が存する場合には、敷地の地番と同一の番号に、1、2、3の支号を付して家屋番号を定めるものとされている(準則79条2号)。
- オ 正しい。二筆以上の土地にまたがって1個の建物が存する場合には、主である建物(附属建物の存する場合)又は床面積が多い部分(附属建物の存しない場合)の存する敷地の地番と同一の番号を持って家屋番号を定めるものとされているが(準則79条3号)、建物が管轄登記所を異にする土地にまたがって存する場合には、管轄指定を受けた登記所の管轄する土地の地番により定めるものとされている。(同号なお書)。

以上により、誤っているものはイ及びウであるので、正解は3となる。

第10問 正解 4

出題テーマ 地目

各肢の解説

- ア 誤り。山林・原野等の急傾斜地に土砂崩れや地滑りを防止するために擁壁を構築した場合は、その擁壁が占める土地の地目は「雑種地」とすることとされている(準則68条23号、「登記研究422号」103項)。なお「堤」は、防水のために築造した堤防の地目とされている(準則68条18号)。
- イ 正しい。耕地かんがい用の用水貯留池の地目は「ため池」とするが(準則68条17号)、用水を耕地に供給する排水口や堰堤(水流をせきとめるために築いた堤防)などの設備が設けられていても、これらの設備はため池の一部をなすものであるから、本地である「ため池」に含めて取り扱うこととされている(「地目認定(改訂版)」108項、109項)。
- ウ 誤り。人の遺体又は遺骨を埋葬する土地の地目は「墓地」とするが(準則68条12号)、人以外の動物の死骸や骨を埋める土地の地目は「雑種地」とする(同条23号、「地目認定(改訂版)」246項)。
- エ 正しい。境内に属する土地であって、宗教法人法3条2号及び3号に掲げる土地の地目は「境内地」とするが、(準則68条13号)、境内地には、本殿、拝殿、本堂など、宗教本来の目的である教義の宣布、儀式行事の執行、信者の教化育成を果たすために供される建物及び工作物(手水所等)が存する一画の土地と、参道として用いられる土地を含む。また、教会(「聖堂」ともいい、キリスト教徒が礼拝・儀式などを行うための建築物)の敷地も境内地とする(「地目認定(改訂版)」145項～147項、149項)。
- オ 誤り。土地を宅地に造成するための工事が既に完了している場合であっても、当該土地が現に建物の敷地に供されているとき又は近い将来それに供されることが確実に見込まれるときでなけ

れば、宅地への地目の変更があったものとは認定しないこととされている(昭和56・8・28民三5402号通達2・一)。また、工事現場に設置された作業員詰所等については、工事終了とともに比較的短期間で解体される性格を持つことから、永続性(定着性)に欠け、建物としての要件を欠くものとされている(「建物認定(3訂版)」105項、106項)。

以上により、正しいものはイ及びエであるので、正解は4となる。

※ 試験問題は、令和3年4月1日現在の法令等に基づいて出題されています。解説等も、この基準日の法令等に基づいて記述されています。

(解説は東京法経学院提供)

編集だよ



今年度の広報部の事業計画の一つであるウェブ広報の充実については、SNSに注力して行っていくことを定時総会で説明した。まだご存じない会員の方も多いと思うが、日調連では公式のYouTube、Facebook、Twitter、Instagramを開設している。これまでの広報活動は、グッズの作成や印刷物の作成、配布が主であったが、SNSに軸足を置くことにした。やり方次第では効果的な広報ができるという期待値も大きい一方、私もSNSはやったことがなく、これを機に登録した超初心者である。ところがいざやってみるとなかなか面白い。気になるユーザーや、話題を閲覧すると、次からはそれに近い話題が表示されてくる。アルゴリズムが関係しているとだけしか分からないが、暇な時間を潰すには最良なアプリである。自ら発信するには少し勇気が要りそうだが、これも慣れなのだろうか。

広報部長 山本憲一(東京会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社